

輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について

制定：輸入注意事項 56 第 1 号（昭和 56 年 1 月 9 日公布）
改正：輸入注意事項 57 第 10 号（昭和 57 年 11 月 29 日公布）
輸入注意事項 60 第 17 号（昭和 60 年 6 月 15 日公布）
輸入注意事項 7 第 14 号（平成 7 年 3 月 31 日公布）
輸入注意事項 12 第 120 号（平成 12 年 12 月 26 日公布）
輸入注意事項 17 第 42 号（平成 17 年 7 月 25 日公布）
最終改正：輸入注意事項 22 第 40 号（平成 22 年 4 月 27 日公布）

昭和 55 年 11 月 28 日付け通商産業省告示第 539 号（輸入公表の一部を改正する告示）により輸入公表三の 6 及び 7 までに掲げる貨物の輸入については、それぞれの貨物の区分に応じ、それぞれに定める経済産業大臣等の確認を受けた場合は、輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第三号の規定による輸入の承認は要しないこととなり、当該貨物を輸入する場合には当該確認書により行うこととなりました。このため、確認申請書の様式等の一部が昭和 56 年 1 月 15 日から改正されますが、当該確認申請書の取扱い及び記載要領等については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定める場合のほか下記によることとします。

記

1 様式の改正に伴う経過措置

新様式の確認申請書は、昭和 56 年 1 月 15 日から適用するが、昭和 56 年 3 月 31 日までは旧様式の確認申請書についても従来どおり使用して差し支えないものとする。

2 税関における取扱い

確認書により輸入する場合は、その都度、税関において当該確認書の裏面の通関欄に裏書を受けるものとする。

3 確認申請書の記載要領等

- (1) のある欄は記入しないこと。
- (2) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (3) 「金額」欄は、次の貨物の区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする。

輸入公表三の7の(2)から(6)までの貨物

アメリカ合衆国通貨で表示を行い、決済通貨がアメリカ合衆国通貨以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。

なお、アメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算は、決済通貨等の取扱いについて(昭和34年1月31日付け34通局第170号・輸入注意事項34第3号)により、外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行うものとする。

上記 以外の貨物

決済通貨建てで表示を行う。

- (4)「関税率表の番号等」欄には、確認を受けて輸入しようとする貨物の品目に該当する関税率表(関税定率表(明治43年法律第54号)の別表の関税率表)の番号欄に掲げる4桁の号数及び当該品目がさらに枝番によって細分類されている場合には、その細分を記載すること。
- (5)「商品名」欄には、輸入しようとする貨物の名称を具体的に記載すること。
- (6)申請数量に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。
- (7)「原産地」の欄には、当該貨物の原産地の国名又は地域名(例えば「香港」「台湾」)を記載し、「船積地域及び船積港」の欄には、原産地の国名又は地域名に準じて船積地域名及び船積港名を記載すること。
- (8)確認申請書の各欄に記載しきれない場合は、別紙に記載して確認申請書に貼付すること。
- (9)その他の記載事項については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定めるところによる。
- (10)確認申請書の記載内容を証明する書類等の提出を求められることがある。
- (11)確認申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。